

会社は高年齢者雇用安定法による 65歳までの 「高年齢者雇用確保措置」を守れ！

8月4日、エルダー雇用先としての就労条件がTさんに提示されました。以下、現場長とのやり取りです。

所:この会社じゃ辞退しますというときはコチラを書いてもらうことになる(再雇用応募辞退事由書)ただ、残念ながら一回辞退しちゃうと次の幹旋はない状況です。

T:この書面は再雇用そのものを辞退しますよということですかね？

所:じゃなくて提示されたものを辞退しますということ。

T:高年齢者雇用安定法に則ってエルダー再雇用制度を会社として設け、私はそれを希望しています。希望に合わなければ別のものを提示してもらう必要があります。

所:会社の制度としては、提示して断ったらダメというのが制度として聞いています。

T:そのようなことはニューライフプランの中でも説明は受けていないし、どこにも書かれていませんか？

JR東日本の場合は60歳定年を継続していますので、法律に基づいて65歳までの「高年齢者雇用確保措置」を選択。定年退職後の雇用について希望する社員全員をJR東日本がエルダー社員として再雇用します。本社人事課が2015年4月、5月45歳以上全員に対して「より豊かで安定した日々を送るために、ライフプランいきいきガイド」を配布し「再雇用の流れ」を説明し「ご家族の皆様と一緒にご覧になり、今後のライフプランづくりにお役立てください」と案内しています。

※再雇用応募辞退事由書は団体交渉において「書くことを強制するものではない」ということを労使で確認しています。

コレが「就労条件の提示は丁寧に行う」こと？ ずいぶんと一方的ではないか！！